

石巻市建設工事及び建設工事に係る調査、設計
並びに測量の業務の入札における

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度
の改正について

1 改正の概要

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改正に伴い、本市建設工事及び建設工事に係る調査、設計並びに測量の業務の入札における調査基準価格及び最低制限価格の設定基準を改正します。

また、解体工事に係る設定基準を新たに設けます。

2 改正内容

(1) 調査基準価格及び最低制限価格の設定基準について、次のように改正します。

【改正前】

A (調査基準価格及び最低制限価格)
= 直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.68
(ただし、 $A \geq \text{予定価格} \times 7.5 / 10$)



【改正後】

A (調査基準価格及び最低制限価格)
= 直接工事費×0.97 **(解体工事にあつては0.75)** + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×
0.9 + 一般管理費×0.68
(ただし、 $A \geq \text{予定価格} \times 7.5 / 10$)

(2) 数値的判断基準の設定基準について、次のように改正します。

【改正前】

A (数値的判断基準)
= 直接工事費×0.9 + 共通仮設費×0.8 + 現場管理費×0.8 + 一般管理費×0.3



【改正後】

A (数値的判断基準)
= 直接工事費×0.9 **(解体工事にあつては0.7)** + 共通仮設費×0.8 + 現場管理費×
0.8 + 一般管理費×0.3

(3) 建設工事に係る調査、設計並びに測量の業務の最低制限価格設定基準について、次のように改正します。

ア 建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の最低制限価格の設定範囲の改正

【改正前】

①測量業務
A (最低制限価格) = ① + ② + ③ + ④ (ただし、予定価格×8. 2/10 ≥ A ≥ 予定価格×6/10)
②建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務
A (最低制限価格) = ① + ② + ③ + ④ (ただし、予定価格×8/10 ≥ A ≥ 予定価格×6/10)
③地質調査業務
A (最低制限価格) = ① + ② + ③ + ④ (ただし、予定価格×8. 5/10 ≥ A ≥ 予定価格×2/3)



【改正後】

①測量業務
A (最低制限価格) = ① + ② + ③ + ④ (ただし、予定価格×8. 2/10 ≥ A ≥ 予定価格×6/10)
②建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務
A (最低制限価格) = ① + ② + ③ + ④ (ただし、予定価格×8. 1/10 ≥ A ≥ 予定価格×6/10)
③地質調査業務
A (最低制限価格) = ① + ② + ③ + ④ (ただし、予定価格×8. 5/10 ≥ A ≥ 予定価格×2/3)

イ 最低制限価格設定基準の改正

【改正前】

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

【改正後】

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10分の5 を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の5 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の5 を乗じて得た額

3 適用日

令和8年4月1日以降に公告又は指名の通知を行う建設工事及び建設工事に係る調査、設計並びに測量の業務について、適用します。

【お問い合わせ先】

石巻市契約検査課契約係

電話0225-23-6611、6612